

---

プロジェクト ヘッジ会計の限定的な見直し

項目 ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 285 回企業会計基準委員会（平成 26 年 4 月 14 日）で基準諮問会議からのテーマ提言を受けて承認されたヘッジ会計の限定的な見直しのうち、いわゆるロールオーバー<sup>1</sup>を伴う取引に関するケースの整理を行い、対応の方向性を検討することを目的とする。

### ロールオーバーを伴うヘッジ取引の論点への対応

2. 第 19 回基準諮問会議（2013 年 11 月 20 日開催）において、経済産業省商務流通保安グループ及び農林水産省食料産業局から、新規テーマとして商品デリバティブ取引に係るヘッジ関連規定の修正が提案された。そのうち、本論点に対する提案者からの提案の概要は、次のとおりである。

（提案者による提案の概要）

ロールオーバーを行った場合のヘッジ手段とヘッジ対象の紐付けについて、実務上、多数の現物取引と多数のヘッジ取引を複雑に紐付けすることが困難であるため、企業のリスク管理実態に応じて柔軟に行えるように手当てすべきである。

具体的には、実務指針<sup>2</sup>第 150 項に以下のような文言を追記して頂きたい。

「なお、エネルギーのデリバティブ取引に関しては、ロールオーバーを伴うヘッジ取引を行うことが一般的であるため、ヘッジ手段とヘッジ対象の紐付けは企業のリスク管理実態に応じて柔軟に行う必要がある。」

3. 上記提案に対して、第 20 回基準諮問会議では、ロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格か否かについて実務対応専門委員会から次の分析が示されている。

---

<sup>1</sup> 「ロールオーバー」については、金融商品会計基準や金融商品実務指針において特段の定義はされていない。

<sup>2</sup> 金融商品実務指針を指す。

(第20回基準諮問会議(2014年3月18日)資料より抜粋)

(前略)

…ロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格か否かは、我が国の基準<sup>3</sup>、実務指針では取扱いが明示されておらず、ロールオーバーを伴うデリバティブ取引は、ヘッジ会計に適格とならないとの意見もあると考えられる。一方で、例えば、事前に有効性が予測された一連のヘッジ手段を用いて<sup>4</sup>ロールオーバーすることがリスク管理方針で明らかとなっているなど、一定の状況の下では、ロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格となる場合もあるとの意見もある。よって、ロールオーバーを伴う取引がヘッジ会計に適格となるか否か、仮に適格となるとすればどのような場合か、が必ずしも明確ではないので、検討に値する可能性があると考えられる。

(後略)

4. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)では、ロールオーバーを伴うデリバティブ取引のヘッジ会計における取扱いが明示されていないため、金融商品会計基準及び金融商品実務指針において、どのような明確化が必要かを以下で検討する。

#### ヘッジ会計におけるロールオーバーの類型

5. 本資料の脚注1に記載の通り、ロールオーバーについては、金融商品会計基準及び金融商品実務指針で定義が行われていない。しかし、実務では、大きく分けて次の2つの文脈で言及される旨が聞かれている。

ケース1 長期のヘッジ対象に対して短期のヘッジ手段を連続的に継続する取引。当該取引は、ヘッジ対象の商品の存続期間に対応する流動性の高いヘッジ手段が存在しないため、短期のヘッジ手段を連続的に指定す

<sup>3</sup> 金融商品会計基準を指す。

<sup>4</sup> なお、ヘッジ期間全体をカバーする理想的なヘッジ手段と、短期の取引でロールオーバーするヘッジ手段は、計算される時間価値に違いがあるため、非有効性が生じる可能性がある。

る必要があることから生じる。

例えば、残存期間5年間の外貨建債券の償還額の為替リスクをヘッジするため、短期（例えば3カ月）の為替予約契約を連続して締結し続ける場合が相当する。当該長期の為替予約の市場が存在しない、又は長期の為替予約契約の締結にコストがかかる等の理由からこうした取引が用いられるとされている。

ケース2 予定取引により発生が見込まれる資産又は負債の価格変動リスク等をヘッジするデリバティブ取引に対してヘッジ会計を適用している場合において、当該予定取引の実行可能性は極めて高いものの、資産又は負債の発生時期が当初の予定から後ずれしたことで、ヘッジ手段の決済が先行するため、資産又は負債の発生時期に合わせた新たなデリバティブ取引を契約する取引。

例えば、6カ月後の外貨建仕入取引（予定取引）により発生が見込まれる商品価格の為替変動リスクをヘッジ対象とし、6カ月後決済の先物為替買予約をヘッジ手段に指定したが、予定取引が当初の見込み時期より若干後ずれで発生することが判明したため、その間のリスクをヘッジするため、期限が到来したヘッジ手段の契約を決済して新たな契約を締結する場合である。

### ロールオーバー取引の利用状況

6. 第5項ケース1については、アウトリーチの中で、例えば、商品先物市場に直接アクセスする一部の企業で利用されることがある旨が聞かれる。しかし、これまでのところ、当該類型のロールオーバーに関する会計基準の明確化の必要性については強いニーズが聞かれていない。
7. これに対し、第5項ケース2のロールオーバー取引に関しては、幅広い企業で直面する可能性がある旨が聞かれている。事務局が財務諸表作成者にヒアリングを行った過程では、特に、ロールオーバーを行う前に繰り延べられていたヘッジ手段の損益又は評価差額の処理について、明確化のニーズが聞かれた。

## 対応の方向性の検討

8. 第5項に示したケースごとに、主な方向性を以下のとおりとすることが考えられるかどうか。

(第5項ケース1について)

9. 第5項ケース1のロールオーバーに関しては、アウトリーチの結果、明確化のニーズが強く聞かれていないことから、特段の対応を行わないことが考えられるかどうか。

(第5項ケース2について)

10. 第5項ケース2において、予定取引により発生が見込まれる資産等にヘッジ会計を適用するにあたって、当該予定取引に関して、取引予定時期等が合理的に予測可能であることが事前の要件とされていることから、ヘッジ対象が発生する時期について当初の見込みが大きく遅れることは通常想定されないが、合理的な範囲でのずれはあり得ると考えられる。引き続き予定取引の発生可能性が極めて高いと見込まれる中で、このように、予定取引の見込まれる実行時期が後ずれした場合にヘッジ手段であるデリバティブの決済が先行した場合、ロールオーバーを行う前に繰り延べられていたヘッジ手段の損益又は評価差額は次のように扱われると考えられる。

- (1) 先行して決済されたヘッジ手段の損益又は評価差額をヘッジ対象に係わる損益が純損益として認識されるまで繰り延べる<sup>5</sup>。
- (2) ただし、ヘッジ会計の適用を中止した後、ヘッジ対象に係る含み益が減少することによりヘッジ会計の終了時点で繰り延べられたヘッジ手段に係る損益又は評価差額から重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積

---

<sup>5</sup> 金融商品実務指針第180項では、ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由に消滅した場合には、その時点までのヘッジ手段に係る損益又は評価差額はヘッジ対象に係る損益が純損益として認識されるまで繰り延べるとされている。さらに、金融商品実務指針第181項ではヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときは、繰り延べられていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額を当期の純損益として処理しなければならないとされている。なお、これは、デリバティブの決済損益をいつまでも繰り延べることができるということの意味しない。予定取引の取扱いに適格になるためには当該予定取引の発生の可能性が高いことが求められるからである。

り、当期の損失として処理する（金融商品実務指針第 182 項）。

11. 前項の記載を前提とすると、第 7 項に記載した明確化のニーズは、関連する定めについて実務上の周知が十分でないことが主な原因と考えられる。このため、実務上の周知の工夫を検討することが考えられ、日本公認会計士協会に対して、「金融商品会計に関する Q&A」に、第 5 項ケース 2 に該当する説明をロールオーバーが行われる場合の取扱いとして明示するように検討を依頼し、関連する定めについて周知を図ることが考えられるがどうか。

#### ディスカッション・ポイント

1. 第 9 項に記載したケース 1 のロールオーバーに関して、特段の対応は行わないという方向性についてどのように考えるか。
2. 第 11 項に記載したケース 2 のロールオーバーに関して、日本公認会計士協会に対して「金融商品会計に関する Q&A」への追加の検討を依頼し、関連する取扱いについて周知を図るといった方向性についてどのように考えるか。

以 上